

事務局便り

VOL.194 2017年6月

発行者 北海道鍼灸マッサージ柔整協同組合事務局

札幌市中央区南1条西13丁目317-3フナコシヤ南1条ビル3F

TEL(011)213-1033 FAX(011)213-1034

E:mail:hokushinkyo@dolphin.ocn.ne.jp <http://www.hokushinkyo.jp/>

夏至も過ぎ、いよいよ夏に向かって暑くなってくるでしょうか。

大通公園12丁目では、6月24日、25日と「バラフェスタ」が開催され、あいにくの天気でしたが、多くの方がカメラを片手にきれいに咲いたバラを観賞していました。大通公園4丁目～8丁目は、7月2日まで花フェスタが開催されております。彩豊かな花々で癒されてみてはいかがでしょうか。



今月のピックアップ

- ・スポーツトレーナー講習会において
- ・日保連通常総会において
- ・保険のはなし
- ・小規模企業共済に加入しませんか？
- ・全国から仲間を大募集！！・事務局よりお知らせ



■スポーツトレーナー講習会において

6月11日（日）札幌青葉鍼灸柔整専門学校において、全国柔整鍼灸協同組合理事、学校法人平成医療学園常任理事である中谷裕之氏を講師にお迎えして「スポーツトレーナー講習会」が開催され、19名が参加しました。



講師の中谷裕之先生

次回は7月23日（日）札幌青葉鍼灸柔整専門学校の実技室、柔道場をお借りして午前9時30分より午後3時45分まで行います。

午前午後と長丁場になりますが、終了後には修了証の授与もございます。最後の講習会ですので、皆さん体調を整えて挑んで下さいね。

■日保連通常総会において

6月11日（日）午後1時より東京・永田町の全国町村会館第2会議室において、日本保健鍼灸マッサージ柔整協同組合連合会の平成29年度通算第18回通常総会が開催され、任期満了による役員の改選が行われ、これまで17年にわたり理事長を務められた佐藤テル理事長に変わって当組合の理事長でもある吉田孝雄氏が理事長に就任しました。あらたな役員は次のとおりです。（敬称略）

理事長 吉田 孝雄（北海道鍼灸マッサージ柔整協同組合）
副理事長 上田 孝之（東京鍼灸マッサージ協同組合）
専務理事 勝浦 政夫（大阪鍼灸マッサージ協同組合）
理事 岸野 雅方（全国柔整鍼灸協同組合）
塙原 康夫（全国柔整鍼灸協同組合）
工藤 正樹（秋田県保険鍼灸マッサージ協同組合）
木野 達司（柔道整復師協同組合）
中本 ユミ子（柔道整復師会協同組合）
草刈 康徳（事業協同組合全国鍼灸マッサージ師協会）
村上 篤史（事業協同組合全国鍼灸マッサージ師協会）
重村 周正（山口県保険鍼灸マッサージ師協同組合）
山崎 正隆（協同組合保険鍼灸マッサージ師会）
藤本 忍（北海道鍼灸マッサージ柔整協同組合）
内藤 和幸（福岡鍼灸マッサージ協同組合）
監事 渡部 典郎（東京鍼灸マッサージ協同組合）
佐藤 テル（秋田県保険鍼灸マッサージ協同組合）



保険のはなし

1. 保険者からの通知について

①平成29年6月6日 全国健康保険協会北海道支部 (01010016)

＜鍼灸＞同意医療機関の診療報酬明細書（レセプト）を確認したところ、医療機関にて投薬治療が行われていることが判明したため。

②平成29年6月13日 公庫関係健康保険組合 (06132484)

＜鍼灸＞鍼灸師の施術で療養費の支給対象となるのは、「医師による適当な手段がないもの」に限られております。

③平成29年6月16日 全国健康保険協会北海道支部 (01010016)

＜鍼灸＞同意医師へ文書にて照会したところ、往診治療については通院可能との回答でしたので、施術内容欄の往療料及び請求額等の整備をお願いします。

④平成29年6月19日 全国健康保険協会北海道支部 (01010016)

＜鍼灸＞同意医療機関に文書照会を行った結果、再同意していないことが判明したため。

⑤平成29年5月25日 毎日新聞健康保険組合 (06134035)

＜柔整＞受診者に照会した結果、負傷箇所と施術部位に相違があります。※（株）オーツクスが審査を行ったものです。同様に、負傷部位による返戻は、マルハニチロ健康保険組合・出版健康保険組合・トヨタ自動車健康保険組合・日本金型工業健康保険組合・キリンビール健康保険組合でありました。

⑥平成29年5月25日 東京不動産業健康保険組合 (06138077)

＜柔整＞受診者に照会した結果、負傷された原因が協定外・外的要因によるものと思われます。※同様に、協定外の負傷原因による返戻は、ジェイアールグループ健康保険組合・大日本印刷健康保険組合でありました。

⑦平成29年6月2日 神奈川県プラスチック事業健康保険組合(06141725)

＜柔整＞保険医療機関にて治療継続管理中となっており、併給となります。

⑧平成29年6月 全国土木建築国民健康保険組合(133033)

＜柔整＞ご本人へ照会を行ったところ、急性または亜急性の外傷ではないとのご回答をいただきました。

■小規模企業共済制度に加入しませんか？

安心・安全 国がつくった経営者のための退職金制度です。

- 昭和40年に『小規模企業共済法』に基づき発足して以来、順調に普及
- 独立行政法人中小企業基盤整備機構が運営しています
- 現在の加入者数は約128万人(H28.3末現在)
- 1人あたりの共済金支給額の平均は、1,079万円です(H27度実績)

加入対象者 制度に加入できるのは、個人事業主・共同経営者・会社等役員で、雇用されている従業員(正規雇用)数によって判断されます。

【小売・卸売・サービス業等～従業員5人以下の企業】

小規模企業共済のお得ポイント

1 掛金は全額所得控除

掛金は月額1,000円から7万円の範囲(500円単位)で自由に選べます。

払い込んだ掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として所得控除の対象となります。

(確定申告書の『**小規模企業共済等掛金控除**』にご記入下さい。



社会保険料控除	⑥	□□□
小規模企業共済等掛金控除	⑦	□□□
生命保険料控除	⑧	□□□
地震保険料控除	⑨	□□□
寡婦・寡夫控除	⑩	□□□□□

2 受取時も税制メリット

●共済金は、廃業や退職時のほか、65歳以上で15年以上掛金を納付した方も受け取ることができます。

●受取は、「一括」「分割」「一括と分割の併用」がある一方税制のメリットがあります。

一括受取 → 退職所得扱い 分割受取 → 公的年金等の雑所得税扱い

3 資金に困ったら・・・

事業資金に困った場合、掛金納付月数により、掛金の7割～9割の範囲内で貸付制度をご利用できます。

一般貸付制度 → 貸付利率 年1.5%

※よくあるご質問から※

① 掛金の全額が所得控除になるということですが、どのくらいの節税になりますか。

掛金の所得控除による節税について、一例は以下のとおりです。

共済契約者の所得金額および1年に払い込みする掛金額によって、節税になる金額は異なります。

掛金の全額所得控除による節税額

課税される所得金額	加入前の税額		掛金月額ごとの加入後の節税額			
	所得税	住民税	掛金月額 1万円	掛金月額 3万円	掛金月額 5万円	掛金月額 7万円
200万円	104,600円	205,000円	20,700円	56,900円	93,200円	129,400円
400万円	380,300円	405,000円	36,500円	109,500円	182,500円	241,300円
600万円	788,700円	605,000円	36,500円	109,500円	182,500円	255,600円
800万円	1,229,200円	805,000円	40,100円	120,500円	200,900円	281,200円
1,000万円	1,801,000円	1,005,000円	52,400円	157,300円	262,200円	367,000円

[注意事項 1]

「課税される所得金額」とは、その年分の総所得金額から、基礎控除、扶養控除、社会保険料控除などを控除した後の額で、課税の対象となる額をいいます。(なお、所得税、住民税の課税される所得金額は計算上同一としております。)

[注意事項 2]

税額は、平成26年6月1日現在の税率に基づき、所得税は復興特別所得税を含めて計算しています。住民税均等割については、5,000円としています。

② 加入時に1年分の掛金を一括で前払いした場合、その年の所得控除に12ヶ月分の掛金を申告できますか。

加入時に1年分の掛金を一括で前払いした場合、支払った掛金を全額申告できます。

年払いや半年払いなど、掛金の払込方法（払込区分）に関係なく、今年中に支払った掛金の金額が所得控除の対象になります。

なお、13ヶ月以上の掛金を前払いした場合、その年の掛金に充当される分だけが所得控除の対象になります。

お問い合わせ
お申込みは
事務局まで！

■全国から仲間を大募集！！

皆さんのお知り合いで、団体へのご加入をご検討されている方がいらっしゃいましたら、是非、当組合をお勧め下さい。

北海道以外からのお申込みでもOKです。事務局までお知らせ頂ければ、すぐにパンフレットなど資料をお送り致します。

大、大、大歓迎致しますので、どうぞよろしくお願い致します。



■事務局よりお知らせ

これまで20年間、事務局長として組合に貢献してきた岡崎夕美子さんが定年により5月31日で退職され、代わって斎藤里美が事務長の大任を拝しました。甚だ微力ですが、組合員の皆さんのお役に立てるよう力を尽くしてまいりますので、これまで同様、限りないご慈愛とご指導を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

尚、岡崎さんは再雇用で引き続き在職しておりますので、これまでと変わらぬご厚誼を賜りますようお願い申し上げます。